

令和8年度 袋井市中小企業等賃上げ環境整備促進支援業務仕様書

この業務仕様書は、袋井市が実施する「袋井市中小企業等賃上げ環境整備促進支援業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度 袋井市中小企業等賃上げ環境整備促進支援業務

2 業務の目的

袋井市は、製造業・農業・サービス業が広く分布し、地域全体の雇用と産業を支える中小企業が多数を占めています。近年は、人口構造の変化や人手不足の深刻化、ライフスタイルの変化に加え、混迷を深める国際情勢などに起因する原材料高騰など、市内企業を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中で、地域産業の更なる発展を実現していくためには、企業が将来を見据えて成長の方向性を描くことがこれまで以上に重要になっており、企業の成長を牽引する人材の確保に直結する賃上げの波を市内中小企業等へと広く波及させることが必要不可欠です。

一方で、市内企業の多くは、小規模事業者を中心に日常業務が優先され、「経営情報や価格交渉に必要なコストデータの整理・分析まで手が回らない」という状況にあります。財務構造、原価や工数の把握、業務フローの整理など、本来は経営判断の基盤となる情報が十分に活用されていないケースが少なくありません。こうした状況では、改善すべき領域の見極めが難しく、限られた経営資源をどこに投じるべきか判断しにくくなります。

こうしたことを踏まえ、まず企業の現状を丁寧に整理し、経営情報やコスト構造の可視化を行ったうえで、経営改善に向けた重点領域を明確にします。その後、定期的な振り返りと実行支援を行いながら、企業内部に「変化に適応し、改善が続く仕組み」をつくることを目指します。

こうしたプロセスを通じて、市内企業が自ら改善を積み上げられる体制を整え、将来の成長につながる基盤を築いていくことを目的とします。

3 業務の期間

令和8年5月下旬（契約締結日）から令和9年3月29日（月）まで

4 内容及び仕様

（1）支援対象事業者の選定

ア 市及び受託者が候補となる事業者を募集

イ 上記アにより応募した事業者から、市及び受託者が候補となる事業者（最大13事業者程度）を選定

ウ 上記イにより選定した事業者について、現地で面談し経営課題を聴取

エ 面談の結果を踏まえ、課題の見える化・伴走支援によって解決でき、かつ他の事業者への波及効果が見込まれる7～10事業者程度（実施事業者7～10事業者・補欠事業者1事業者程度）を支援対象事業者として選定

（2）経営課題解決に向けた支援

支援対象事業者（補欠事業者を除く）に対し6回程度のコンサルティングを実施する（ただし、途中で支援を受けることを中止する事業者が発生した場合は、補欠事業者となった支援対象事業者を対象として改めて支援を行うこと）。なお、コンサルティングの内容は次のアからウまでのとおりとする。

ア 事業所（作業場）への視察や事業者へのヒアリング等を通じ経営情報や価格交渉に必要なコストデータなどを整理・分析し、課題の洗い出しを行い、図などを使い可視化したフローチャート等を作成すること

イ 可視化した経営課題を踏まえ、賃上げ（労務費を含む価格転嫁による）を含む企業の成長戦略としてのロードマップを策定するほか、必要に応じてソフトウェアや機器等の導入によるデジタル技術等を用いた課題解決を行うこと

（補足）

・イについて

ロードマップの策定にあたっては、賃上げ（労務費を含む価格転嫁による）実現に向けた取組を必ず含めること。また、事前に支援対象事業者及び市との合意を得ること。

また、賃上げ支援にあたっては、価格交渉にあたって重要となる「労務費を含むコストの上昇など価格転嫁が必要となる理由」の整理・分析結果を踏まえ、交渉のポイントなどの基礎知識の習得支援のほか、賃上げの実現に向けて、その他必要なサポートを行うこと。

その他、経営課題の解決にあたり、ソフトウェア等の導入が必要な場合には、必要に応じて支援対象事業者の補助金申請に係る手続きの支援を行うこと。加えて、導入後、円滑に活用できているか確認し、活用できていない場合は、必要な支援を行うこと。また、導入による効果の検証を行うこと。

(3) 事業報告（成果物の納品）

事業者名や規模などの事業者の情報（会社情報）に加え、次のアからキまでの事項を含め紙媒体 1 部及び電子データで納品すること。

ア 支援対象事業者の抱える経営課題

イ 受託者による経営課題の分析結果

ウ 面談記録

エ ロードマップ

オ 解決した課題及び達成した目標

カ 課題解決に向け導入及び活用したデジタルツールやコストデータの整理・分析のためのフレームワークなどのメソッド

キ 導入前の状況及び導入後の業務の変化（効果の検証）

※電子データは、市の指定する方法で納品すること。

令和 9 年 3 月 5 日（金）までに作成し、納品することとし、残りの契約期間は、修正等の予備期間とする。

なお、完成している場合は、期日を待たず、速やかに提出すること。

（補足）

・ウについて

各面談日の様子が分かる画像を添付すること。

・エについて

賃上げ（労務費を含む価格転嫁による）を含む企業の成長戦略を実現するためのロードマップとなるようスケジュールに加え、段階に応じた支援機関等による相談窓口を記載すること。

● 提案いただきたい内容

- (1) 価格交渉に必要なコストデータの整理・分析など経営課題の可視化の方法（プロセス・アウトプット（過去の事例による提示も可））
- (2) 賃上げや経営課題解決の実現に向けたアプローチの選定方法（選定プロセス・提案できる解決策の範囲〔関係機関による支援窓口や施策との円滑な接続やデジタル技術の活用等〕）
- (3) 他の事業者への波及を促すにあたっての工夫

5 その他

- (1) 受託者は、市と綿密に連絡を取りながら委託業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (3) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は市に帰属する。
- (4) 業務の遂行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に明記されていない事項及び疑義等が生じた場合は、市と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、袋井市中小企業賃上げ環境整備促進支援業務に関連して知り得た情報やその他機密に属すべき一切の事項を支援対象事業者及び市の合意なしに、第三者に開示・漏洩させないものとする。また、これにより生じた損害について、市は一切の責任を負わないこととする。
- (6) 本業務の実施にあたっては、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であること」を必ず明示すること。なお、その方法については、事前に市と協議し、その指示に従うものとする。

6 納品場所

袋井市役所 2 階 産業経済部 産業未来課 産業政策係 窓口